

令和3年9月30日

日比谷公園大音楽堂 使用ルールについて

日頃より、日比谷公園大音楽堂をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、令和3年9月30日までの緊急事態宣言及び都の緊急事態宣言措置が解除され、都におけるリバウンド防止措置に移行することに伴い、令和3年10月1日から令和3年10月24日までの使用ルールにつき、下記の通りといたします。

なお、令和3年10月25日からの取り扱いについては、改めてお知らせいたします。

また、令和3年10月1日使用分からの新規受付を再開いたします。

記

令和3年9月28日付け「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室『緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について』

(https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210928.pdf) に準ずることとする。

また、その他の具体的な使用ルールについては、「日比谷公園大音楽堂 当面の使用ルール」をご参照ください。

【お問い合わせ先】

日比谷公園大音楽堂管理事務所

電話 03-3591-6388